

2014年（平成26年）3月10日

株式会社毎日新聞社
代表取締役社長 朝比奈 豊 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎 省吾



〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-11
兵庫県母子会館2階C

TEL: 078-361-7201 FAX: 078-361-7205

URL: <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕圓山茂夫（明治学院大学法学部）

TEL: 03-5421-5209

申入書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当法人は、新聞の訪問販売における契約書等について調査、検討をしており、会員から貴社の購読契約書を収集し、検討しました（なお、昨年12月、貴社の新聞販売店が現在使用している購読契約書の送付を依頼しましたが、ご送付いただけなかつたため、検討した契約書は古い版である可能性はあります）。この結果、下記の事項が見受けられますので、改善されるように申し入れいたします。

ご回答は、本書面の到達後1ヶ月以内に文書にていただくようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

1. クーリング・オフの告知の改善申し入れについて

貴社の「毎日新聞購読契約書」の「クーリング・オフのお知らせ」欄には、クーリング・オフの効果について、次のとおり記載されています。

この場合、①損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。②既に配達された新聞の引取りに要する費用の支払い義務はありません。③既に代金の一部又は全額を支払っている場合は、速やかにその全額を返還します。

特定商取引法は2008年（平成20年）に改正され、消費者がクーリング・オフを行った場合、事業者は商品の使用利益を請求できないことが明示され（法第9条第5項）、契約書面にもこの旨の記載義務が設けられました（施行規則第6条第1項の表の第1号へ）。すなわち、契約書には、配達された新聞を読んだ利益（新聞代金）の支払いを請求されることはない旨を記載する必要があります。

しかし、「毎日新聞購読契約書」にはこの旨が記載されておらず、消費者に、クーリング・オフ行使までに配達された新聞の代金の支払義務があると誤解させる可能性があります。

よって、「毎日新聞購読契約書」のクーリング・オフの効果に関する記載を、特定商取引法の上記の記載義務に従ったものに改めるよう申し入れます。

2. 契約期間中の転居時の継続条項の改善申し入れについて

貴社の「毎日新聞購読契約書」裏面の「(おねがい)」欄には、次のとおり記載されています。

3. 購読契約期間内の転宅は契約満了日まで継続購読とします。

新聞の購読契約では、販売店の債務の中に、消費者宅に配達することも含まれています。消費者が購読契約をした新聞販売店の配達地域内に転居した場合は契約が継続すると思われますが、消費者が配達地域外へ転居した場合は、当該販売店が消費者宅に配達することができなくなり契約の続行が事実上困難となるため、契約が終了するものと考えられます。ところが、上記の条項は、販売店の配達地域内、配達地域外を問わずに転居の場合に契約が継続すると規定しているので、①配達地域外に転居する場合に転居先の毎日新聞販売店と残存期間の購読契約を結び直すことが強制されることになる、②配達地域外に転居する場合に景品の返還等が解約の条件とされる、などの問題を生ずることが懸念されます。

また、日本新聞協会と新聞公正取引協議会が2013年11月21日に発表した「新聞購読契約に関するガイドライン」（後述）は、解約に応じるべき場合として「購読が困難になる転居」を挙げています。

このため、この条項を削除するように申し入れます。

3. その他の改善要望について

(1) クーリング・オフ妨害の場合の記載について

貴社の「毎日新聞購読契約書」の「クーリング・オフのお知らせ」欄は、クーリング・オフ妨害が行われた場合の扱いについて、次のとおり記載されています。

また、不実告知、威迫行為によりクーリング・オフが妨害されたときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領し、その旨を告げられてから8日間はクーリング・オフができます。

この記載では、消費者に、契約当初のクーリング・オフ期間は当初8日間でいったん

終了するが、クリーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領することによりクリーリング・オフ期間が再開するという誤解が生じる可能性があります。

クリーリング・オフ妨害が行われた場合は、クリーリング・オフ期間は当初8日間で終了せず継続していることが誰でも理解できるよう、クリーリング・オフ妨害に関する記載を、特定商取引法施行規則第6条第1項の表の第1号の口に沿ったものに改めるよう、要望します。

(2) 販売店による誤った契約書の交付の件について

当法人が収集した新聞購読契約書には、毎日新聞を購読契約した消費者に対して、「毎日新聞購読契約書」ではなく「神戸新聞購読申込・契約書」が交付された事例が見受けられました。これは、毎日新聞と神戸新聞の両方を販売している新聞販売店が、消費者が契約していない方の契約書を交付したものと推測されます。

こうした事態が生じないよう、貴社の販売店には貴社の購読契約書を備えつけ、消費者が契約した新聞の購読契約書を交付するよう指導を徹底されるよう申し入れます。

(3) 記入漏れのない購読契約書を交付する件について

(ア) 貴社の「毎日新聞購読契約書」には、特定商取引法第4条第4号で書面に記載すべき「商品の引渡時期」、「契約締結担当者氏名」を記載する欄が設けられていないため、この記載が欠落した契約書が交付されています。特定商取引法に従った記載を要望します。

(イ) 「毎日新聞購読契約書」に、特定商取引法の必要事項が記入されて交付されているかを検討しました。その結果、商品の販売価格（月極購読料）、商品の代金の支払時期・方法が記入されていませんでした。

このため、貴社が、販売店または勧誘担当者に対して記入を徹底するよう改善指導をされることを要望します。

(ウ) 貴社の「毎日新聞購読契約書」の販売業者欄を見ると、毎日新聞販売所の屋号・住所・電話番号がゴム印で押されていました。特定商取引法施行規則第3条第1号は、販売業者が個人経営の場合は、個人の氏名・住所・電話番号を記載するよう、販売業者が法人の場合は、法人の名称・住所・電話番号・法人代表者の氏名を記載するよう求めています。特定商取引法に従った記載をするよう改善指導されることを要望します。

(4) 日本新聞協会と新聞公正取引協議会の「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底について

2013年11月21日、一般社団法人日本新聞協会と新聞公正取引協議会は「新聞購読契約に関するガイドライン」を作成し、下記のとおり発表しました。

記

新聞購読契約に関するガイドライン

日本新聞協会および新聞公正取引協議会は、新聞の途中解約に関する指針として2013年11月21日に「新聞購読契約に関するガイドライン」を策定しました。読者にやむを得ない正当な理由があ

れば、解約できることを定めています。

平成 25 年 11 月 21 日
日本新聞協会販売委員会
新聞公正取引協議会
新聞公正取引協議委員会

日本新聞協会、新聞公正取引協議会の会員各系統は、読者の新聞販売に対する信頼を維持・向上させるため、新聞公正競争規約、特定商取引法、新聞訪問販売自主規制規約を厳守するとともに、読者から解約の申し出があった場合は読者の利益を一方的に害することのないよう、以下のとおり対応するものとする。

【解約に応じるべき場合】

以下に該当する場合は、読者の解約申し出に直ちに応じなければならない。また、新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供が行われていた場合、解約にあたって景品類の返還を請求してはならない。

ルールに基づく解約申し出である場合

- ・クーリングオフ期間中、書面による解約申し出があったとき

不適切な契約が行われていた場合

- ・威迫や不実告知など、不適切な勧誘を行ったとき
- ・新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供など、同規約に沿わない販売方法を行ったとき
- ・契約期間が自治体が定める条例等の基準を超過していたとき
- ・相手方の判断力が不足している状態で契約したとき(認知症の方など)
- ・相手方が本人や配偶者以外の名前で契約したとき

その他考慮すべき事情がある場合

- ・購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居など、解約が合理的だと考えられるとき
- ・未成年者との契約であったとき

【丁寧に話し合い解決すべき場合】

上記に該当しない、読者の都合による解約申し出があった場合、話し合いによって解決するものとする。申し出に応じる場合、解約の条件は両者の合意により決定する。ただし、契約事項を振りかざして解約を一方的に断ったり、過大な解約条件(損害賠償や違約金の請求など)を要求してはならない。読者の申し出の理由を丁寧に聞き、申し出の応諾や購読期間の変更など、お互いが納得できる解決を図らなければならない。

以上

今後、貴社は、貴社の新聞販売店が上記ガイドラインを遵守するよう徹底されて、勧誘や解約に関するトラブルの発生を防止されるように要望いたします。